

第25期決算公告

2025年6月26日

東京都港区芝二丁目31番19号
株式会社ジョイント・プロパティ
代表取締役 伊香賀俊也

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,730,754	流動負債	836,418
現金預金	1,322,385	営業未払金	71,766
営業未収入金	333,617	リース債務	231
前払費用	13,755	未払金	147,947
立替金	67,728	未払費用	25,275
その他	2,485	未払法人税等	49,705
貸倒引当金	△ 9,217	未払消費税等	20,880
		前受金	18,954
		預り金	467,755
		前受収益	19,209
		賞与引当金	14,695
固定資産	444,317	固定負債	128,075
有形固定資産	314,107	リース債務	251
建物	67,062	入室保証金	93,017
構築物	2,537	株式給付引当金	7,538
工具器具備品	4,441	役員株式給付引当金	4,129
土地	239,637	資産除去債務	23,141
リース資産	431		
		負債合計	964,493
無形固定資産	21,515	純資産の部	
ソフトウェア	21,515		
		株主資本	1,210,578
投資その他の資産	108,695	資本金	100,000
長期未収入金	481	資本剰余金	189,770
差入敷金・保証金	67,554	資本準備金	82,728
繰延税金資産	41,141	その他資本剰余金	107,042
貸倒引当金	△ 481	その他資本剰余金	107,042
		利益剰余金	920,808
		利益準備金	2,100
		その他利益剰余金	918,708
		繰越利益剰余金	918,708
		(当期純利益)	(126,965)
資産合計	2,175,071	純資産合計	1,210,578
		負債及び純資産合計	2,175,071

(注) 記載金額の千円未満は四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

株式給付引当金

株式給付規定に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。なお、当社はマンションの賃貸管理業務及び売買仲介等を営んでおり、主な収益を以下のとおり認識しております。

(サブリース事業)

当該履行義務は、賃貸借契約に基づく契約の発生時に、収益を認識しております。取引価格は、顧客との契約により決定しております、対価は当該契約に基づき受領しております。

(管理受託事業)

当該履行義務は、管理委託契約に基づく役務提供の完了時に収益を認識しております。取引価格は管理委託契約により決定しております、対価は当該契約に基づき受領しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

(不動産売買仲介等)

当該契約義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足する履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。